

板橋区高齢者世帯等に対する粗大ごみの運び出し収集実施要綱

(平成20年3月24日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者及び障がい者のみの世帯で、粗大ごみの運び出しが困難な場合において、屋内からの粗大ごみの運び出し収集（以下「収集」という。）を行うことについて必要な事項を定めることを目的とする。

(収集の対象者)

第2条 収集の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかの該当者で構成する世帯に属する者で、身近な人等の協力が困難で、かつ、自ら屋内から運び出すことができないものとする。

- (1) 65歳以上の高齢者
- (2) 障がい者
- (3) その他区長が必要と認めた者

(申請手続等)

第3条 対象者は、収集を希望するときは、事前に申込みの連絡を行うものとする。

2 区長は、前項の連絡を受けたときは、対象者に対して収集に係る説明を行わなければならない。

3 対象者は、前項の説明を受けたときは、別記様式により区長に申請するものとする。

4 区長は、前項の申請があったときは、収集の可否を決定し、口頭により対象者に通知するものとする。

(実施方法)

第4条 区長は、収集を実施するときは、対象者の立会いのもとに行わなければならない。

(対象者の義務)

第5条 対象者は、収集の実施にあたっては、室内からただちに粗大ごみを運び出せるようあらかじめ準備し、屋外までの搬出用の通路等も作業上支障がないようにしなければならない。

(収集の対象とならないもの)

第6条 次に掲げる粗大ごみについては、収集の対象としない。

- (1) 長尺物、重量物等出入り口から持ち出せないもの。
- (2) 取り外し工事、解体作業等が必要なもの。
- (3) その他区長が運び出すことが著しく困難であると認められるもの。

(損害等)

第7条 対象者は、収集作業にあたり家財や家屋の損害、事故等があった場合には、立会い時にただちに申し出て、収集にあたった者と双方で確認のうえ協議するものとする。

(利用料金)

第8条 粗大ごみの収集に係る廃棄物処理手数料を除き、収集に係る料金は、無料とする。

(事業の委託)

第9条 区長は、収集を適切かつ円滑に遂行しえる者に業務を委託することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項については、資源環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

（あて先）板橋区長

年 月 日

粗大ごみの運び出し収集申請書

氏名 _____

住所 _____

建物名等（集合住宅の場合のみお書きください。）

エレベーター
(階) 号室 有 ・ 無

電話 _____

指定された場所への粗大ごみの運び出しが困難なので、

- ① 室内 ② 集合住宅の自室ドア前（どちらか○で囲んでください）

からの運び出しを申請します。

なお、清掃事務所との協議により収集日を決め、収集時に本人または代理人が立会います。また、収集作業にあたり、家財や家屋の損害等の損害・事故等があった場合には、立会い時にただちに申し出て、収集にあたった者と双方で確認のうえ協議することとし、収集作業終了の後に損害等の申立てをしないことを承諾します。

※申請される方へ

収集にあたっては、室内からただちに粗大ごみを運び出せるようあらかじめ準備し、屋外までの搬出用の通路等も作業上支障がないようにしてください。